

平成２９年度 政策セミナー 講演録

日時：平成３０年１月１７日（水）

午後１時３０分～午後３時００分

場所：奈良県文化会館 多目的室

司会及び講師紹介：和田座長

挨拶：岩田議長

講演：習志野市会計管理者 宮澤正泰氏

演題「地方自治体における決算書の予算審査への活かし方」

〈講演要旨〉

1 財政施策に活用するヒント

○バランスシートと歳入・歳出

【歳入・歳出】

- ・従来の「歳入」・「歳出」は、現金の出入りのみを表す。
- ・支出を１年間分合計したものを「歳出」という。
- ・現金が支出されていないものは計上されないため、貰った資産等を把握しにくいという問題点がある。
- ・資産の状況がわからないと、今後の計画が立てられない。

【バランスシート】

- ・次年度以降にも影響を及ぼす歳出は「資産」、その時々だけに消費する歳出は「費用」。
- ・「資産」として計上したものは耐用年数に応じて「減価償却費」として毎年費用計上する。
- ・「資産」の財源となるものが、「負債」であり、「純資産」である。
- ・バランスシートには貰った資産も計上される。

○施設の維持及び事業実施に係るフルコスト

- ・施設の維持に係る経費だけでなく事業実施に係る経費も含めたフルコストで検討する必要がある。

【施設の維持にかかる経費】

- ・建設費 ＝ イニシャルコスト
- ・修繕費、運用費等 ＝ ランニングコスト
- ・イニシャルコスト ＋ ランニングコスト ＝ ライフサイクルコスト

【事業実施にかかる経費】

- ・施設運営の事業費、人件費、借入金の利息

○習志野市における施設マイナンバー

- ・現状では出先機関の予算を当該業務の管理部門で一括管理しており、施設ごとの予算体系とはなっていない

- ・例えば小学校の光熱水費は小学校全体で一本になっており、学校ごとの内訳はわからない。
- ・小学校ごとに集計できれば、特定の小学校における異常を確認できるが、全体で集計されていると異常を発見できない。
- ・習志野市では施設ごとの経費が分からないと比較ができないため、学校ごとに伝票を作成することとした。

2 行政サービスの料金

○使用料の徴収根拠

- ・行政サービスには値段がない。
- ・地方自治法第225条で「行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」とされており、例えば公民館の使用料では、自治体により徴収するところもあれば、徴収しないところもある。

○減価償却費

- ・使用料に減価償却費を積算する自治体もあれば、積算しない自治体もある。
- ・習志野市では、実際の取得原価から特定財源を除いた金額で減価償却費を計算しているが、再調達する際の内部留保という観点からは疑問が残る。

○建設公債主義

- ・建設事業費に係る地方債の償還期限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない（地方財政法第5条の2）。
- ・単年度で消費する経費に対しては地方債は発行できず、資産に対する経費に地方債を発行する。
- ・資産は、耐用年数に応じて目減りするため、これよりも早いペースで償還する必要がある。
- ・民間は資産を売却することができるが、自治体は資産を持ちすぎると財政が厳しくなる。

○受益者負担の考え方

- ・民間でも提供できるサービスか、公益的で非市場性のサービスなのか、利用者が選択サービスなのか、選択できないサービスなのかという観点で負担方法が決まる。

3 公共施設の更新のための積立

- ・自治体では、資産を継続的に維持することが前提であるため、将来的に国の財政難が想定される中では、借金による資産の更新は厳しい。
- ・借金による更新の場合、人口減少により住民一人当たりの負担額が大きくなることが想定されるため、人口が多いうちに積み立てることも必要ではないか。

【習志野市公共施設改善案検討支援業務報告書（平成22年3月）】

- ・減価償却累計額は将来の更新に対する準備額であり、民間企業では内部留保として、その何割かは積み立てられるが、習志野市では実質的な積立額（基金）はほとんどない。

- ・現状の財政状況を考えれば、このままで資産の更新を行うことは不可能と考えられる。

【習志野市公共施設再生計画に対する提言（平成２３年３月）】

- ・減価償却の考え方を導入し、将来の施設更新コストを内部留保していくことが必要。
- ・一定のルールのもとでの積み立てを行う、新たな基金の創設を提案。
→ 習志野市公共施設再生計画基本方針（平成２４年５月）に踏襲される。

【習志野市公共施設等再生整備基金条例（平成２５年１２月）】

- ・習志野市庁舎建設基金条例及び習志野市都市整備基金条例を統合し、習志野市公共施設等再生整備基金条例を制定した。
- ・一定のルールのもとに積み立てを行うことが条例化された。

4 その他活用事例

- ・固定資産台帳を利用し減価償却累計額を分かりやすくすることで、今後の更新費用、インフラ資産である下水道の老朽化対策を検討。
- ・小学校であれば、児童数の推移と対比させることで、高度成長時代に設立された小学校校舎の現状を把握し、今後の老朽化対策を検討。
- ・フルコスト情報により行政評価との連携を行う。
- ・貸借対照表により未収債権が明らかとなり未収債権の徴収体制を強化。

〈質疑応答〉

Q：基金を積み立てるのに効果的であった方法は何か。

A：土地の売却等を想定している。今まで、売却したものは一般財源に充てられていたが、現在は極力基金の積み立てに充てている。

Q：習志野市以外に先進的な取組をしている都道府県や市町村があれば教えてほしい。

A：浜松市は総務省の委員もしているので参考になると思う。東京都は国よりも一歩先進んでいる。